

今回のテーマ：かなり上がった最低賃金！？

Q. 最低賃金が、10月に変更されたと聞きました。具体的には、どのように変わるのですか？また、注意点などは、あるでしょうか？

A. 各都道府県により発効日に多少の違いはありますが、最低賃金が10月に改定されました。今回は、急激な物価上昇などを反映して、地域によっては最大で33円の引き上げ、全国平均でも31円の引き上げとなりました。

滋賀県は、896円から927円に変更されました。発効日は、10月6日です。

最低賃金に対応する際の注意点ですが、まず、各都道府県により発効日が違うことに注意する必要があります。また、各事業所の賃金締め日とは関係なく、発効日より最低賃金額に対応する必要があります。高校生や大学生などの学生にも同様金額の最低賃金が適用されます。

また、最低賃金に算入されない各種諸手当に注意が必要です。特に、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金に参入できませんので注意してください。

滋賀県は、10月6日から896円から927円に変更！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！